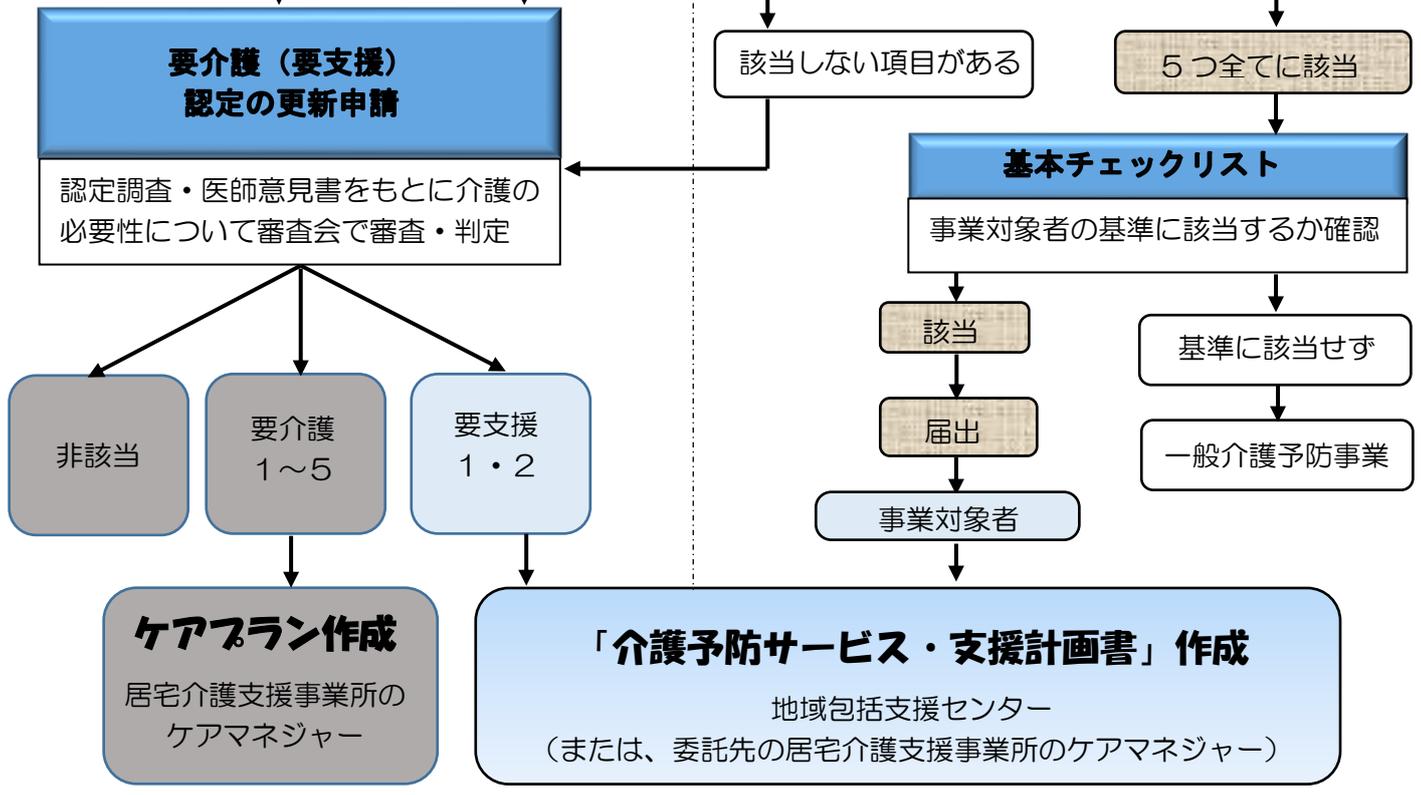
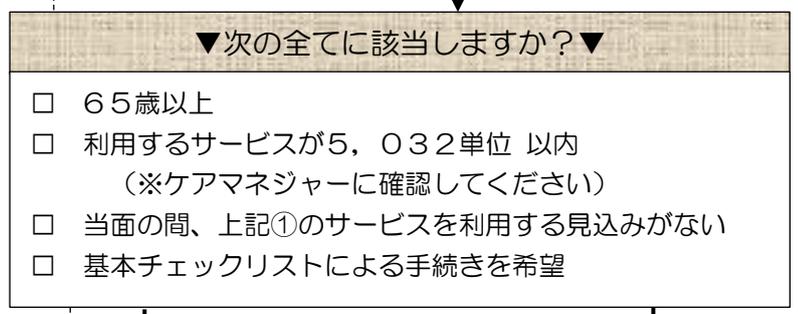
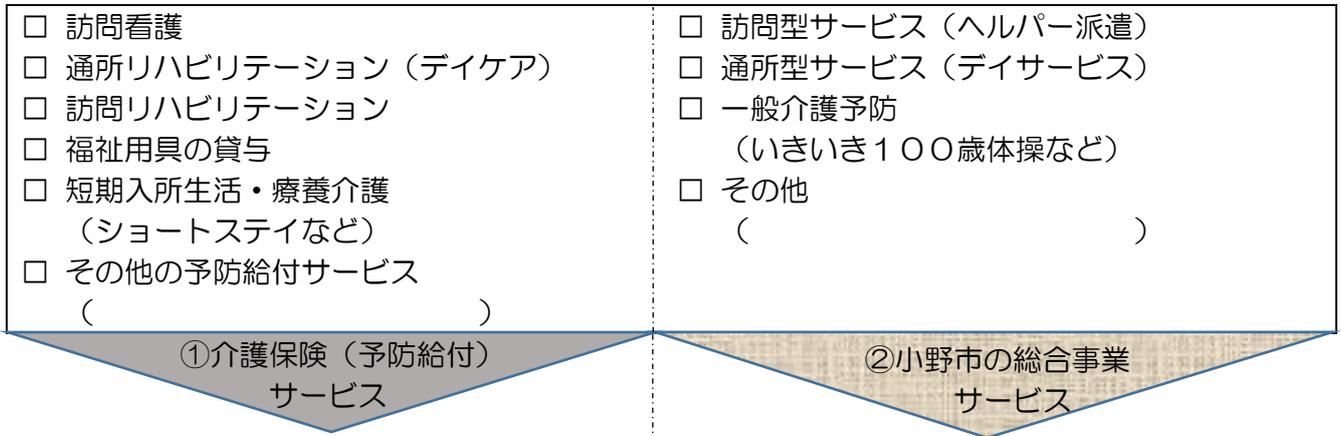


●要支援 1・2 の認定を受けている皆さまへ●

平成29年4月より、訪問介護（ヘルパー）やデイサービスのみをご利用の場合は、更新の認定申請する方法以外に、基本チェックリストでサービスを利用できる新たな流れができました。

▼必要なサービスを確認しましょう▼



基本チェックリストによる手続きで 『事業対象者』になった方へ

□手続きが簡単です

基本チェックリストを実施して『事業対象者』となった方は、要介護（要支援）認定を受ける必要がないため、更新の手続きが不要です。

○事業対象者は認定期限がありません

要介護（要支援）認定を受けた人は、一定の期間が来ると、主治医による意見書作成や認定調査員の調査を受け、審査会で審査・判定する認定手続きを受ける必要があります。（書類審査）

一方、基本チェックリストを実施して『事業対象者』となった方には認定期限がないため、手続きが簡単です。

□利用できないサービスがあります

要介護（要支援）認定を受けた方が使うサービスと比べると、利用できないサービスがあります。

○利用できないサービスの例

訪問入浴…看護や介護の職員が居室内に浴槽を運び込み提供する入浴サービス

訪問看護…主治医の指示により看護師などが訪問し自宅療養中の人に提供する看護

短期入所…家庭での介護が一時的に困難となったとき短期入所して介護

福祉用具…杖や歩行器などのレンタル、ポータブルトイレや入浴用具などの購入

住宅改修…安全に在宅生活を送るための手すりなどの取り付け

ほか

□必要な時は、要介護（要支援）認定の申請ができます

『事業対象者』となった後や、総合事業のサービスを利用し始めた後も、必要な時は、要介護（要支援）認定の申請ができます。

○要介護（要支援）認定を申請する場合の留意事項

身体の状態が悪化したなどの場合には、すぐに地域包括支援センター（または委託先のケアマネジャー）へ相談し、要介護（要支援）認定の申請ができます。